

さいたま市告示第1545号

さいたま市立岸町保育園外46園で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年10月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

さいたま市立岸町保育園外46園で使用する電気 312, 160キロワット時

(2) 需要場所

さいたま市浦和区岸町6-5-12 さいたま市立岸町保育園外46園

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 需給期間

入札説明書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に業種区分「販売」、営業品目（大分類）「燃料類」内の営業品目（小分類）「電力」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であること。

- (5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課

担当 公立保育管理係 電話 048(829)1867
イ サイトたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/002/p134076.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和8年10月23日(金)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和8年10月23日(金)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和8年11月4日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができな

い。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和8年11月18日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年11月19日（木）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所　西会議棟2階　第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年11月19日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課

電話　048（829）1867　FAX　048（829）2516

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。